

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

: 令和6年6月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務継続計画未 策定減算	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)							
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)							
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)							
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×100/1000)	注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×94/1000)							
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×79/1000)							
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×63/1000)							
	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位数×89/1000)							
	(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位数×84/1000)							
	(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位数×83/1000)							
	(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位数×78/1000)							
	(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位数×73/1000)							
	(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位数×67/1000)							
	(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位数×65/1000)							
	(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位数×68/1000)							
	(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位数×59/1000)							
	(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位数×54/1000)							
(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位数×52/1000)								
(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位数×48/1000)								
(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位数×44/1000)								
(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位数×33/1000)								

： 「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】
1. 単位数算定記号の説明
+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
+〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
-〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護サービス提供の場合	(1) 20分未満 ※1日1回以上介護予防又は看護職による訪問を行った場合は各実施回	×90/100	11/100	11/100	30分未満の場合 +25/100	30分未満の場合 +20/100	30分以上の場合 +42/100	1時間以上の場合 +90/100	1時間以上の場合 +300単位	+15/100	+10/100	+10/100	+5/100	1月につき +225単位	1月につき +575単位	1月につき +100単位	1月につき +250単位	1月につき +250単位	1月につき +250単位
	(2) 30分未満																		
	(3) 30分以上1時間未満																		
	(4) 1時間以上1時間30分未満																		
	(5) 2時間以上、伊勢赤十字社看護専門学校の場合 ※1日1回訪問を最大で実施する場合は95/100																		
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 ※1日1回以上、20分以上介護予防又は看護職による訪問を行った場合は各実施回	×90/100	11/100	11/100	30分未満の場合 +25/100	30分未満の場合 +20/100	30分以上の場合 +42/100	1時間以上の場合 +90/100	+300単位	+15/100	+10/100	+10/100	+5/100	1月につき +225単位	1月につき +575単位	1月につき +100単位	1月につき +250単位	1月につき +250単位	1月につき +250単位
	(2) 30分未満																		
	(3) 30分以上1時間未満																		
	(4) 1時間以上1時間30分未満																		
	ハ 初回加算																		
ニ 訪問開始費用加算	(1月につき +400単位)																		
ホ 看護体制強化加算	(1月につき +100単位)																		
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1月につき +100単位)																		
ヘ サービス提供体制強化加算	(1月につき +50単位)																		
ヘ サービス提供体制強化加算	(1月につき +50単位)																		

「指定介護予防訪問看護加算」、「中山地域等に所在する者へのサービス提供加算」、「伊勢赤十字社看護専門学校加算」、「訪問看護加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給調整費の対象外の算定項目
「事業所同一建築物の両面又はこれ以外の同一建築物の両面20人以上にサービスを行う場合」は適用する場合は、支給調整基準額の算定の際、後掲調整前の単位数を算入
※ 1月以内の2回目以降の延長訪問回数については、単価・単量「指定の介護予防訪問看護」に係る加算を算定するものとす。

3 介護予防訪問介護ハビテーション費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防訪問介護ハビテーションサービス提供の場合	病院又は診療所の場合	×90/100	11/100	11/100	30分未満の場合 +25/100	30分未満の場合 +20/100	30分以上の場合 +42/100	1時間以上の場合 +90/100	+300単位	+15/100	+10/100	+10/100	+5/100	1月につき +225単位	1月につき +575単位	1月につき +100単位	1月につき +250単位	1月につき +250単位	1月につき +250単位
	介護老人保健施設の場合																		
	介護療養施設の場合																		
ハ サービス提供体制強化加算	(1月につき +50単位)																		
ヘ サービス提供体制強化加算	(1月につき +50単位)																		

「指定介護予防訪問看護加算」、「中山地域等に所在する者へのサービス提供加算」、「伊勢赤十字社看護専門学校加算」、「訪問看護加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給調整費の対象外の算定項目
「事業所同一建築物の両面又はこれ以外の同一建築物の両面20人以上にサービスを行う場合」は適用する場合は、支給調整基準額の算定の際、後掲調整前の単位数を算入
※ 1月以内の2回目以降の延長訪問回数については、単価・単量「指定の介護予防訪問看護」に係る加算を算定するものとす。

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	
			特別加算の適用が認められる場合は加算	注	
イ 居宅訪問介護 (訪問介護)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (Ⅰ)に該当	(一) 第一種特任者1人以内で行う場合 1,200単位	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 第一種特任者2人以上以下5人以下に別して行う場合 1,200単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 1,200単位			
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (Ⅱ)に該当	(一) 第一種特任者2人以上以下5人以下に別して行う場合 1,200単位			
		(二) 第一種特任者2人以上以下5人以下に別して行う場合 1,200単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 1,200単位			
ロ 居宅訪問介護 (居宅訪問)	(1) 第一種特任者1人以内で行う場合 1,200単位				
	(2) 第一種特任者2人以上以下5人以下に別して行う場合 1,200単位				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 1,200単位				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (Ⅰ)に該当	(一) 第一種特任者1人以内で行う場合 1,200単位	+100単位		
		(二) 第一種特任者2人以上以下5人以下に別して行う場合 1,200単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 1,200単位			
	(2) 居宅介護訪問の場合 (Ⅱ)に該当	(一) 第一種特任者1人以内で行う場合 1,200単位			
		(二) 第一種特任者2人以上以下5人以下に別して行う場合 1,200単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 1,200単位			
ニ 介護士等 (居宅訪問)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (Ⅰ)に該当	(一) 第一種特任者1人以内で行う場合 1,200単位	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 第一種特任者2人以上以下5人以下に別して行う場合 1,200単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 1,200単位			
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (Ⅱ)に該当	(一) 第一種特任者1人以内で行う場合 1,200単位			
		(二) 第一種特任者2人以上以下5人以下に別して行う場合 1,200単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 1,200単位			
ホ 薬剤師等 (居宅訪問)	(1) 第一種特任者1人以内で行う場合 1,200単位				
	(2) 第一種特任者2人以上以下5人以下に別して行う場合 1,200単位				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 1,200単位				

※ ハ(2)(一)(二)に該当して、がん末期の患者 療養指導費(Ⅰ)に該当する場合は、特別加算が適用される場合には、適用額に特別加算を加算する。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注				
			高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合(出生を満たさない場合)	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行う場合(出生を満たさない場合)		
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1									-376単位	-120単位	
		要支援2	(2,268単位)									-752単位	-240単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1										-376単位	-120単位
		要支援2	(4,228単位)	-1/100	-1/100	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき+562単位	1月につき+240単位		-752単位	-240単位
	介護医療院の場合	要支援1										-376単位	-120単位
		要支援2	(4,228単位)									-752単位	-240単位
ロ 退院時共同指導加算 (1回につき、600単位)													
ハ 栄養アセスメント加算 (1月につき 50単位を加算)													
ニ 栄養改善加算 (1月につき 200単位を加算)													
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))												
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))												
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)												
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1月につき 160単位を加算)												
ト 一体的サービス提供加算 (1月につき、480単位を加算)													
左 科学的介護推進体制加算 (1月につき 40単位を加算)													
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき、88単位を加算) 要支援2 (1月につき、176単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき、72単位を加算) 要支援2 (1月につき、144単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき、24単位を加算) 要支援2 (1月につき、48単位を加算)											
ヌ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき、士所定単位×86/1000)											
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき、士所定単位×83/1000)											
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき、士所定単位×66/1000)											
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき、士所定単位×53/1000)											
	介護職員等処遇改善加算(V)(1)	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)(1)	(1月につき、士所定単位×76/1000)										
		(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)(2)	(1月につき、士所定単位×73/1000)										
		(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)(3)	(1月につき、士所定単位×73/1000)										
		(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)(4)	(1月につき、士所定単位×70/1000)										
		(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)(5)	(1月につき、士所定単位×63/1000)										
	介護職員等処遇改善加算(V)(2)	(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)(6)	(1月につき、士所定単位×60/1000)										
		(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)(7)	(1月につき、士所定単位×58/1000)										
		(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)(8)	(1月につき、士所定単位×56/1000)										
		(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)(9)	(1月につき、士所定単位×55/1000)										
	介護職員等処遇改善加算(V)(3)	(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)(10)	(1月につき、士所定単位×48/1000)										
(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)(11)		(1月につき、士所定単位×43/1000)											
(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)(12)		(1月につき、士所定単位×45/1000)											
(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)(13)		(1月につき、士所定単位×38/1000)											
(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)(14)		(1月につき、士所定単位×28/1000)											

注：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注					
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(1) (従来型型)	要支援1 (479 単位)	442単位	連続31日以上の介護予防短期入所生活介護を行った場合	活動を行う職員が介護予防の職員の数に満たない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が所定員を超過しない場合	介護・看護職員の員数が標準に満たない場合	実働のユニットケアユニット毎に配置しているユニットケアに占める割合が標準である場合	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	介護型介護予防短期入所生活介護を行う場合	生活施設員配置増加分	生活施設向上増加分(1)	生活施設向上増加分(2)	種別訓練体利加算	個別訓練体利加算	認知症行動・心療症対応急対応加算	若年性認知症利用者入加算	利用者に対し看護を行う場合
		要支援2 (596 単位)	548単位																		
	(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(2) (多床型)	要支援1 (479 単位)	442単位																		
	要支援2 (596 単位)	548単位																			
(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(1) (従来型型)	要支援1 (451 単位)	442単位																		
	要支援2 (561 単位)	548単位																			
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1) (ユニット型型)	要支援1 (561 単位)	503単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1月につき +100単位 (3月に100単位を限度)	1月につき +200単位 ※ただし、個別訓練体利加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		(二) 経過の単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (ユニット型型)	要支援1 (561 単位)	503単位																	
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1) (ユニット型型)	要支援1 (529 単位)	503単位																	
		要支援2 (656 単位)	623単位																		
		(二) 経過の併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (ユニット型型)	要支援1 (529 単位)	503単位																	
		要支援2 (656 単位)	623単位																		

ハ □ 設備強化加算 (1日につき +50単位(1月に100単位を限度))

ニ 療養加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))

ホ 認知症専門ケア加算
(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)

ヘ 生産性向上推進体制加算
(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)
(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)

サービス提供体制強化加算
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

サービス提供体制強化加算	1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	
	2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	
	3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
		2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
		3) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	3) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	3) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
		4) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	4) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	4) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
		5) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (5) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	5) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (5) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	5) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (5) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
		6) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (6) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	6) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (6) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	6) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (6) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
		7) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (7) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	7) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (7) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	7) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (7) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
		8) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (8) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	8) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (8) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	8) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (8) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
		9) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (9) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	9) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (9) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	9) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (9) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
		10) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (10) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	10) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (10) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	10) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (10) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
		11) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (11) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	11) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (11) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	11) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (11) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
		12) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (12) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	12) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (12) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	12) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (12) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
		13) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (13) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	13) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (13) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	13) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (13) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
		14) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (14) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	14) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (14) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	14) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (14) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
		15) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (15) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	15) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (15) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	15) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (15) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
		16) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (16) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	16) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (16) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	16) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (16) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
		17) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (17) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	17) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (17) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	17) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (17) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
18) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (18) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)		18) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (18) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	18) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (18) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	

※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)については、令和7年3月31日まで適用可能。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																	
		疾病予防・健康増進の施設整備費を算定しない場合	利用者の数及び入居者の数に比例して算定しない場合	医師、看護師、介護士、理学療法士、作業療法士など、常駐する専門職が常駐しない場合	乗動のユニット型介護予防短期入所療養介護費に算定しない場合	身体障害者福祉法に規定する障害者	高齢者虐待防止法に規定する虐待者	施設設備計画に規定する設備	施設職員配置加算	乗動のユニット型介護予防短期入所療養介護加算	認知症対応型介護予防短期入所療養介護加算	若年認知症対応型短期入所療養介護加算	在宅療養・在宅介護支援施設加算(Ⅰ)	在宅療養・在宅介護支援施設加算(Ⅱ)	利用者に係る文書作成費																
(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【基本型】	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【基本型】	療養費1 (579 単位) 療養費2 (726 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +240単位	1日につき +900単位 (7日間の 限度)	1日につき +120単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +184単位															
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	療養費1 (632 単位) 療養費2 (778 単位)																												
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【基本型】	療養費1 (613 単位) 療養費2 (774 単位)																												
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	療養費1 (672 単位) 療養費2 (834 単位)																												
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【療養型】	療養費1 (583 単位) 療養費2 (730 単位)																												
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【療養型】	療養費1 (622 単位) 療養費2 (785 単位)																												
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <従来型個室>【療養型】	療養費1 (583 単位) 療養費2 (730 単位)																												
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>【療養型】	療養費1 (622 単位) 療養費2 (785 単位)																												
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	療養費1 (568 単位) 療養費2 (711 単位)																												
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	療養費1 (601 単位) 療養費2 (758 単位)																												
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <従来型個室>	療養費1 (568 単位) 療養費2 (711 単位)																												
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>	療養費1 (601 単位) 療養費2 (758 単位)																												
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】														療養費1 (624 単位) 療養費2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +240単位	1日につき +900単位 (7日間の 限度)	1日につき +120単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +184単位	
			b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】														療養費1 (680 単位) 療養費2 (846 単位)														
			c 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】														療養費1 (624 単位) 療養費2 (789 単位)														
			d 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】														療養費1 (680 単位) 療養費2 (846 単位)														
(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】	療養費1 (653 単位) 療養費2 (817 単位)																												
		b 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	療養費1 (653 単位) 療養費2 (817 単位)																												
		c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>【療養型】	療養費1 (653 単位) 療養費2 (817 単位)																												
		d 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	療養費1 (653 単位) 療養費2 (817 単位)																												
(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	療養費1 (611 単位) 療養費2 (770 単位)																												
		b 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	療養費1 (611 単位) 療養費2 (770 単位)																												
		c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	療養費1 (611 単位) 療養費2 (770 単位)																												
		d 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	療養費1 (611 単位) 療養費2 (770 単位)																												
注 特別療養費		療養体制維持特別加算	(一) 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算)																												
			(二) 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)																												
		(3) 給食管理加算	(利用中に10日を限度に、1日につき275単位を加算)																												
		(4) 口腔連携強化加算	(1日につき +50単位(1月に1回を限度))																												
	(5) 療養食加算	(1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																													
	(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)																													
		(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																													
	(7) 緊急時対応療養費	(一) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)																													
		(二) 特定治療																													
	(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)																													
		(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)																													
	(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)																													
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)																													
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																													
	注 特別療養費(Ⅱ)「緊急時対応療養費」及び「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員継続改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目	注 特別療養費(Ⅱ)「緊急時対応療養費」及び「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員継続改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目	(一) 介護職員継続改善加算(Ⅰ) (1日につき +所定単価×70/100)																												
			(二) 介護職員継続改善加算(Ⅱ) (1日につき +所定単価×71/100)																												
(三) 介護職員継続改善加算(Ⅲ) (1日につき +所定単価×54/100)																															
(四) 介護職員継続改善加算(Ⅳ) (1日につき +所定単価×46/100)																															
(五) 介護職員継続改善加算(Ⅴ) (1日につき +所定単価×67/100)																															
(六) 介護職員継続改善加算(Ⅵ) (1日につき +所定単価×85/100)																															
(七) 介護職員継続改善加算(Ⅶ) (1日につき +所定単価×89/100)																															
(八) 介護職員継続改善加算(Ⅷ) (1日につき +所定単価×81/100)																															
(九) 介護職員継続改善加算(Ⅷ) (1日につき +所定単価×57/100)																															
(十) 介護職員継続改善加算(Ⅹ) (1日につき +所定単価×59/100)																															
(十一) 介護職員継続改善加算(Ⅺ) (1日につき +所定単価×46/100)																															
(十二) 介護職員継続改善加算(Ⅻ) (1日につき +所定単価×48/100)																															
(十三) 介護職員継続改善加算(Ⅼ) (1日につき +所定単価×44/100)																															
(十四) 介護職員継続改善加算(Ⅽ) (1日につき +所定単価×38/100)																															
(十五) 介護職員継続改善加算(Ⅾ) (1日につき +所定単価×40/100)																															
(十六) 介護職員継続改善加算(Ⅿ) (1日につき +所定単価×31/100)																															
(十七) 介護職員継続改善加算(ⅰ) (1日につき +所定単価×24/100)																															

※ 身体障害者福祉法に規定する障害者
 ※ 高齢者虐待防止法に規定する虐待者
 ※ 施設設備計画に規定する設備
 ※ 介護職員継続改善加算(Ⅰ)については、令和7年3月31日までの間適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注		
				利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (I)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 (530 単位) 要支援2 (666 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100		診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (559 単位) 要支援2 (693 単位)											
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (549 単位) 要支援2 (684 単位)											
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費 (iv) <多床室>	要支援1 (589 単位) 要支援2 (747 単位)											
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (623 単位) 要支援2 (780 単位)											
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (612 単位) 要支援2 (769 単位)											
		(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (II)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室> 要支援1 (471 単位) 要支援2 (588 単位) b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室> 要支援1 (537 単位) 要支援2 (678 単位)											
	(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	要支援1 (616 単位) 要支援2 (775 単位)											×97/100
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (643 単位) 要支援2 (804 単位)											
		(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (634 単位) 要支援2 (793 単位)											
		(四) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (616 単位) 要支援2 (775 単位)											
		(五) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (643 単位) 要支援2 (804 単位)											
		(六) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (634 単位) 要支援2 (793 単位)											
	(3) 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))												
(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))													
(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3単位を加算)													
	(二)認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4単位を加算)													
(6) 特定診療費														
(7) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算 (I) (1月につき 100単位を加算)													
	(二) 生産性向上推進体制加算 (II) (1月につき 10単位を加算)													
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 22単位を加算)													
	(二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 18単位を加算)													
	(三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)													
(9) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×51/1000)			注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計										
	(二) 介護職員等処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×47/1000)													
	(三) 介護職員等処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×36/1000)													
	(四) 介護職員等処遇改善加算 (IV) (1月につき +所定単位×29/1000)													
	a. 介護職員等処遇改善加算 (V)(1) (1月につき +所定単位×46/1000)													
	b. 介護職員等処遇改善加算 (V)(2) (1月につき +所定単位×44/1000)													
	c. 介護職員等処遇改善加算 (V)(3) (1月につき +所定単位×42/1000)													
	d. 介護職員等処遇改善加算 (V)(4) (1月につき +所定単位×40/1000)													
	e. 介護職員等処遇改善加算 (V)(5) (1月につき +所定単位×39/1000)													
	f. 介護職員等処遇改善加算 (V)(6) (1月につき +所定単位×35/1000)													
	g. 介護職員等処遇改善加算 (V)(7) (1月につき +所定単位×35/1000)													
	h. 介護職員等処遇改善加算 (V)(8) (1月につき +所定単位×31/1000)													
	i. 介護職員等処遇改善加算 (V)(9) (1月につき +所定単位×31/1000)													
	j. 介護職員等処遇改善加算 (V)(10) (1月につき +所定単位×30/1000)													
k. 介護職員等処遇改善加算 (V)(11) (1月につき +所定単位×24/1000)														
l. 介護職員等処遇改善加算 (V)(12) (1月につき +所定単位×26/1000)														
m. 介護職員等処遇改善加算 (V)(13) (1月につき +所定単位×20/1000)														
n. 介護職員等処遇改善加算 (V)(14) (1月につき +所定単位×15/1000)														

※ 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用
 ※ 介護職員等処遇改善加算 (V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
基本部分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
(1) Ⅰ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	4 Ⅰ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <夜間型施設>	療養費1 (603 単位)															
	5 Ⅰ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <多床型>	療養費1 (666 単位)															
	6 Ⅰ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <夜間型施設>	療養費1 (691 単位)															
	7 Ⅰ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <夜間型施設>	療養費1 (654 単位)															
	8 Ⅰ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <多床型>	療養費1 (615 単位)															
	9 Ⅰ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <夜間型施設>	療養費1 (636 単位)															
	10 Ⅰ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <多床型>	療養費1 (703 単位)															
	11 Ⅰ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <夜間型施設>	療養費1 (637 単位)															
	12 Ⅰ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <多床型>	療養費1 (708 単位)															
	(2) Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	4 Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <夜間型施設>	療養費1 (574 単位)														
		5 Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床型>	療養費1 (637 単位)														
		6 Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <夜間型施設>	療養費1 (658 単位)														
7 Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床型>		療養費1 (621 単位)															
8 Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <夜間型施設>		療養費1 (646 単位)															
9 Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床型>		療養費1 (610 単位)															
10 Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <夜間型施設>		療養費1 (660 単位)															
11 Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床型>		療養費1 (724 単位)															
12 Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <夜間型施設>		療養費1 (647 単位)															
(3) 特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)		4 Ⅲ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <夜間型施設>	療養費1 (547 単位)														
		5 Ⅲ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床型>	療養費1 (609 単位)														
		6 Ⅲ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <夜間型施設>	療養費1 (630 単位)														
	7 Ⅲ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床型>	療養費1 (693 単位)															
	8 Ⅲ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <夜間型施設>	療養費1 (654 単位)															
	9 Ⅲ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床型>	療養費1 (618 単位)															
	10 Ⅲ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <夜間型施設>	療養費1 (678 単位)															
	11 Ⅲ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床型>	療養費1 (682 単位)															
	12 Ⅲ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <夜間型施設>	療養費1 (724 単位)															
	(4) ユニタ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	4 ユニタ型Ⅰ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型施設>	療養費1 (607 単位)														
		5 ユニタ型Ⅰ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型施設>	療養費1 (652 単位)														
		6 経過的ユニタ型Ⅰ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型施設>	療養費1 (687 単位)														
7 経過的ユニタ型Ⅰ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型施設>		療養費1 (692 単位)															
8 ユニタ型Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型施設>		療養費1 (647 単位)															
9 ユニタ型Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型施設>		療養費1 (677 単位)															
10 経過的ユニタ型Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型施設>		療養費1 (677 単位)															
11 経過的ユニタ型Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型施設>		療養費1 (661 単位)															
(5) ユニタ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)		4 ユニタ型Ⅲ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型施設>	療養費1 (703 単位)														
		5 ユニタ型Ⅲ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型施設>	療養費1 (856 単位)														
		6 経過的ユニタ型Ⅲ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型施設>	療養費1 (703 単位)														
		7 経過的ユニタ型Ⅲ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型施設>	療養費1 (856 単位)														
	(6) ユニタ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)	4 ユニタ型Ⅳ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型施設>	療養費1 (643 単位)														
		5 ユニタ型Ⅳ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型施設>	療養費1 (799 単位)														
		6 経過的ユニタ型Ⅳ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型施設>	療養費1 (643 単位)														
		7 経過的ユニタ型Ⅳ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型施設>	療養費1 (799 単位)														
		8 ユニタ型Ⅴ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型施設>	療養費1 (670 単位)														
		9 ユニタ型Ⅴ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型施設>	療養費1 (814 単位)														
		10 経過的ユニタ型Ⅴ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型施設>	療養費1 (670 単位)														
		11 経過的ユニタ型Ⅴ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型施設>	療養費1 (814 単位)														
(7) 口腔機能強化加算 (1) 1日につき +50 単位(1月につき10回を限度)																	
(8) 療養加算 (1) 1日につき 10 単位を限度(1日につき1回を限度)																	
(9) 緊急時対応加算																	
(10) 認知症専門ケア加算																	
(11) 特別加算 (2)																	
(12) 生活性向上推進体制加算																	
(13) サービス提供体制強化加算																	

※ 夜間型施設を併用する場合は、夜間型施設加算を適用しない。
 ※ (3)及び(6)を適用する場合は、(9)を適用しない。
 ※ 非効率な業務停止等実施期間については、令和7年3月31日以後は適用する。
 ※ 療養費計算標準定額について、感染症の予防及びまん延の防止のための目的の達成及び非常災害に関する計画的な決定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)については、令和7年3月31日以後は適用する。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

Table with columns for item name, unit, and various calculation items like staff costs, facility costs, and care costs.

Table with 2 columns: Item Name and Unit/Calculation Details.

Table with 2 columns: Item Name and Unit/Calculation Details.

Table with 2 columns: Item Name and Unit/Calculation Details.

※ 療養費 要支援1 5,002単位
要支援2 10,531単位
※ 身体拘束禁止措置実施費については、0を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。

9 介護予防福祉用具貸与費

Table with columns for item name, unit, and calculation items like staff costs, facility costs, and equipment costs.

「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目
※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす付属品、特殊履行、特殊履行付具品、採寸防止用具、体位変更器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100			
	(2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)				+15/100	+10/100	+5/100
ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+300単位)						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。